

タイトルVIに基づく届出の手続き

タイトルVI差別届出書はwww.bart.govからダウンロードできます。この用紙は公民権室（Office of Civil Rights）オフィスにもあります。届出は所定以外の用紙に以下の内容を全て記載して行うこともできます。

- a. 届出人の氏名、住所、電話番号
 - b. 差別の内容（人種、皮膚の色、出身国など）
 - c. その差別のあった日付
 - d. 差別に至るまでの状況の説明
 - e. 差別の事実を知る人物がほかにもあればその人の氏名、住所、電話番号
 - f. その差別について政府機関または裁判所にも届出を行った場合はその機関名と担当者名
 - g. 届出人の署名と日付
2. 届出本人が報告書に記入できない場合は、公民権室の職員がお手伝いします。届出人の要請があれば通訳・手話通訳を公民権室で手配します。
 3. 届出人は連邦政府機関に対しても直接届出を行う権利があります。届出は差別のあった日から180日以内に提出しなければなりません。
 4. 届出受理後、公民権室は業務日15日以内に調査を開始します。
 5. 届出受理後、公民権室でさらに情報が必要と認められた場合、業務日30日以内にその旨を届出人に書面通知します。定められた期間内に届出人が必要情報を提出しなかった場合は、処理終了と見なされる場合があります。
 6. 届出受理後、公民権室は業務90日以内に調査を完了します。調査にさらに時間を要する場合は公民権室がその旨を届出人に通知します。調査報告書は調査担当者が作成します。この報告書には差別の内容、調査によって確認された事実、是正措置の概要が記載されます。
 7. 調査終了の通知書が届出人と相手方の本人もしくは所属部署に送付されます。両当事者は終了通知書の受理後、業務日5日以内に異議の申し立てができます。いずれの当事者からも異議がなければ手続は正式に完了します。
 8. 管轄の連邦政府機関にも必要に応じて調査報告書が提出されます。

1964年制定の公民権法第六編（タイトルVI）は、合衆国においては何人に対しても連邦補助金を受ける事業を行う上で人種、皮膚の色、出身国などの理由で排斥や恩給否定などの差別行為を行うことを禁じています。

サンフランシスコ・ベイエリア高速鉄道公社（San Francisco Bay Area Rapid Transit District）公民権室では、差別を受けた人からの届出を受け付けています。連邦法および州法により、届出は差別のあった日から180日以内に行わなければなりません。

届出先は下記の通りです。郵送、ファックス送信、または電子メールで届出することができます。

連絡先：

SAN FRANCISCO BAY AREA RAPID TRANSIT DISTRICT
ATTN : Office of Civil Rights
2150 Webster Street, Suite #0414
Oakland, CA 94612
電話： 510-874-7333
ファックス： 510-464-7587
www.bart.gov
officeofcivilrights@bart.gov

1964年の公民権法 タイトルVIに基づく権利

届出手続きの手順 & 届出書



人権を守りましょう





サンフランシスコ・ベイエリア高速鉄道公社
タイトル VI 差別届出書

届出人の氏名		自宅電話番号
住所 番地・ストリート	市・州	Zip
勤務先電話番号		
人種/民族	性別	メールアドレス
差別を受けた人 (届出人以外の場合)		自宅電話番号
住所 番地・ストリート	市・州	Zip
勤務先電話番号		

1. 差別の内容 (該当するボックスをチェックしてください)

人種 皮膚の色 出身国

2. 差別を受けた日 _____

3. 差別を行った人 (苦情の相手)

氏名	
職務	勤務地

4. 受けた差別について説明してください。どのような状況で、誰が何をしたのかを具体的に報告してください。記入欄が足りない場合は用紙を追加してください。

5. この差別に関する苦情を連邦・州・地方の行政当局または裁判所にも提出しましたか? はい いいえ
「はい」と答えた場合、該当する項目にチェック印を付けてください。

連邦当局 連邦裁判所 州当局 州裁判所
 地方当局 訴状の提出日 _____

6. 提出先の機関または裁判所の担当官の連絡情報を記入してください。

氏名	
住所 番地・ストリート	市・州
Zip	電話番号

下の欄に署名してください。証拠になる資料があれば添付してください。

署名欄	日付
-----	----